

# ○津山工業高等専門学校教育 システム点検委員会規程

〔平成18年2月28日  
規程第22号〕

改正 平成20年4月1日規程第6号 平成21年11月25日規程第35号

(目的)

**第1条** 津山工業高等専門学校に、教育システムの点検並びにその結果の公表を行うため、津山工業高等専門学校教育システム点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学習・教育目標に基づく教育の実施に関すること。
- (2) 教育の内容と質の保証に関すること。
- (3) 学生や社会の要望を教育プログラムへ反映すること。
- (4) 教育点検システムの点検に関すること。
- (5) 第三者評価及び外部評価に関すること。
- (6) その他教育システムの点検に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第1号から第4号までに掲げる委員は、原則として互いに兼ねることはできない。

- (1) 専攻科の各専攻主任
- (2) 教務主事補2人
- (3) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (4) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (5) その他校長が教員のうちから必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任期)

**第5条** 第3条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

**第6条** 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

**第7条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第8条** 委員会に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日規程第35号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。